

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画変更年度	令和5年度
計画変更年度	令和6年度
計画主体	北海道 喜茂別町

## 喜茂別町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担 当 部 署 名 喜茂別町役場農林課農林係  
所 在 地 北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別123番地  
電 話 番 号 (0136) 33-2211  
F A X 番 号 (0136) 33-3577  
メ ー ル ア ド レ ス nourin@town.kimobetsu.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。  
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・アライグマ・ヒグマ・キツネ・ユキウサギ・鳥類（カラス・ハト）
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	喜茂別町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣により農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	アスパラ・小豆・スイートコーン・大根・大豆・馬鈴薯・てん菜・ブロッコリー・南瓜・ユリ根	被害総面積 43.75ha 被害総額 4,642千円
アライグマ	馬鈴薯・スイートコーン・メロン	被害総面積 2.65ha 被害総額 250千円
ヒグマ	てん菜・スイートコーン・大根	被害総面積 1.97ha 被害総額 290千円
キツネ	馬鈴薯・てん菜・スイートコーン	被害総面積 5.05ha 被害総額 198千円
ユキウサギ	ブロッコリー・豆類・大根	被害総面積 3.10ha 被害総額 400千円
鳥類（カラス・ハト）	スイートコーン・豆類	被害総面積 2.67ha 被害総額 165千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>1. 生息状況</p> <p>エゾシカ・アライグマについては、足跡など出没痕跡が町内全域で多数確認され個体数については年々増加傾向にあったが、喜茂別町鳥獣被害防止対策協議会による駆除の実施により近年、農業被害は減少傾向にある。</p> <p>ヒグマについては、過年度に伏見・知来別地区に頻繁に出没痕跡が見られたが、近年では過年度の地区に加え、比羅岡・鈴川・御園・中里・双葉地区にも出没痕跡が確認されている。</p> <p>キツネ及びユキウサギ、鳥類については町内各所で生息している。</p> <p>2. 発生時期</p> <p>エゾシカ・アライグマの被害発生時期は、5月から11月中旬まで。</p> <p>ヒグマの被害発生時期は、5月から10月下旬まで。</p> <p>ユキウサギの被害発生時期は、5月から9月下旬まで。</p> <p>キツネ及び鳥類の被害発生時期は、5月から10月下旬まで。</p> <p>3. 被害発生状況</p> <p>エゾシカ・アライグマによる被害発生地域は町内全域となっており、畑作物や露地・施設野菜が被害を受けている。</p> <p>ヒグマによる被害発生地域は主に山林に囲まれたスイートコーンやてん菜のほ場に多く見られる。</p> <p>キツネについては、町内全域で被害が確認されているが、外の害獣と比べて被害が少ない。</p> <p>ユキウサギについては、鈴川地区及び双葉地区において、被害が増加している。</p> <p>鳥類については、被害が増加傾向にある。</p> <p>4. 被害地域の増減傾向等</p> <p>エゾシカ・アライグマによる被害地域は町内全域となっており、夜間に出没する傾向が近年特に増加してきている。エゾシカにはくくりわな、アライグマには箱わなを設置し、捕獲及び駆除を実施してはいるが、被害状況が大幅に減少することがない傾向にある。</p> <p>ヒグマによる被害は年ごとに差はあるものの個体数は増加傾向にあると思われ、出没箇所も地域が拡大し、町内全域に生息していると思われる。</p> <p>ユキウサギによる被害状況は、近年大幅に増加している。</p> <p>キツネ・鳥類による被害状況は、若干の増加傾向となっている。</p>
---

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

獣種	現状（令和4年度）		目標（令和7年度）	
	被害面積	被害額	被害面積	被害額
エゾシカ	43.75 ha	4,642 千円	20.00 ha	3,500 千円
アライグマ	2.65 ha	250 千円	1.00 ha	100 千円
ヒグマ	1.97 ha	290 千円	1.00 ha	100 千円
キツネ	5.05 ha	198 千円	3.00 ha	100 千円
ユキウサギ	3.10 ha	400 千円	1.50 ha	200 千円
鳥類（カラス・ハト）	2.67 ha	165 千円	1.00 ha	80 千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>エゾシカ捕獲は主に出没通報後に出動し、捕獲従事者によるくくりわなの設置及び銃器による駆除を行う。 また、町内猟友会により定期的に見回りや駆除を実施している。 アライグマについては、農作物周辺に箱わなを設置し、駆除等を実施している。 ヒグマについては、足跡などの痕跡や個体を目撃した場合通報を受け、現地を確認し被害状況や付近の民家等に影響を及ぼすと判断した場合に箱わなを設置し、駆除を実施している。 ユキウサギについては、被害は増加し、住民からも駆除の要望はあったが、有効な手段がなく、対策は未実施となっている。 キツネや鳥類については、他の獣種とくらべ影響が少なかったことから、対策は未実施となっている。</p>	<p>エゾシカは出没通報後の出動では、既に姿を消していることが多く、出没する時間帯も夜間が多いので銃器による駆除が難しい現状となっている。 また、喜茂別町内における銃器を用いた狩猟者の減少・高齢化が進んでいることから、町外から狩猟者の受入れについて検討する必要がある。 ユキウサギについては、わなの導入と狩猟者の技術が向上する対策を検討する必要がある。 キツネや鳥類については、今後被害が増加傾向となったとき、対策を検討する必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>喜茂別町鳥獣被害防止対策協議会により電気柵購入に対し補助金を交付している。 平成30年度から、特に被害の大きい双葉地区で鳥獣被害防止対策総合交付金により、金網柵の整備を進めている。</p>	<p>電気柵のみでは有害鳥獣が農地に侵入されている傾向があるため、平成30年度より電気柵よりも侵入防止に効果的な金網柵を整備してきているが、すべてを封鎖することができず、設置不可（国道等）の場所からの侵入対策が課題である。</p>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。  
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。  
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>① 町職員、JA職員等の鳥獣被害対策に携わる者を育成し、体制の強化を図る。 ② 電気柵及び金網柵を設置し、農作物の被害の防止を図る。 ③ 狩猟免許（わな）取得を推進し、くくりわなや箱わなによる捕獲駆除の推進を図る。 ④ 第1種狩猟免許（銃器）取得者の育成。</p>
---

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>エゾシカ・アライグマ・ヒグマ・キツネ・ユキウサギ・鳥類（カラス・ハト）</p> <p>① 喜茂別猟友会による駆除及び巡回</p> <p>② 狩猟免許（わな）取得者による捕獲及び駆除</p> <p>③ 捕獲従事者による捕獲 北海道猟友会倶知安支部喜茂別猟友会（銃器免許保持者6名） 町職員及び町民（狩猟（わな）免許保持者23名） その他狩猟者（銃器免許所持者3名・あみ猟1名）</p> <p>④ アライグマの捕獲・駆除は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく「被害防止計画」により、わなの狩猟免許所持者及び防除従事者（台帳記録）が行う。</p>
---

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	エゾシカ	①電気柵及び金網柵の購入及び設置 ②囲いわなの設置 ③狩猟免許取得者の育成 ④第1種狩猟免許取得者の育成
	アライグマ	①箱わなの設置 ②捕獲従事者の育成
	ヒグマ	①第1種狩猟免許取得者の育成
	キツネ	①第1種狩猟免許取得者の育成
	鳥類（カラス・ハト）	①第1種狩猟免許取得者の育成
令和6年度	エゾシカ	①電気柵及び金網柵の購入及び設置 ②囲いわなの設置 ③狩猟免許取得者の育成 ④第1種狩猟免許取得者の育成
	アライグマ	①箱わなの設置 ②捕獲従事者の育成
	ヒグマ	①第1種狩猟免許取得者の育成
	キツネ	①第1種狩猟免許取得者の育成
	ユキウサギ	①第1種狩猟免許取得者の育成 ②わな猟実施者の育成
	鳥類（カラス・ハト）	①第1種狩猟免許取得者の育成
令和7年度	エゾシカ	①電気柵及び金網柵の購入及び設置 ②囲いわなの設置 ③狩猟免許取得者の育成 ④第1種狩猟免許取得者の育成
	アライグマ	①箱わなの設置 ②捕獲従事者の育成
	ヒグマ	①第1種狩猟免許取得者の育成
	キツネ	①第1種狩猟免許取得者の育成
	ユキウサギ	①第1種狩猟免許取得者の育成 ②わな猟実施者の育成
	鳥類（カラス・ハト）	①第1種狩猟免許取得者の育成

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

- ① エゾシカについては、令和2年度は355頭、令和3年度は330頭、令和4年度は347頭の捕獲実績があるが個体数の減少が見受けられないことから狩猟免許取得者（第1種又は第2種）を育成するとともに、町外から積極的に狩猟者の受入れを行い、令和5年度は年間600頭、令和6年度は年間700頭、令和7年度は年間800頭の捕獲頭数を計画する。
- ② アライグマについては、令和2年度は88頭、令和3年度は96頭、令和4年度は59頭の捕獲実績がある。捕獲数は減少傾向にあるが、町内全域で目撃情報があげられているため、春期に捕獲推進期間を設置するなどの対策を講じ、令和5年度から令和7年度までは年間200頭の捕獲頭数を計画する。
- ③ ヒグマについて令和3年度に1頭、令和4年度に5頭駆除した実績があるが、近年も足跡や個体の目撃情報が増加しているため、箱わな等を整備し捕獲体制を強化する。
- ④ キツネやユキウサギ、鳥類（カラス・ハト）については、捕獲実績がないが、近年被害増加傾向にあるため、捕獲目標を定め、捕獲体制を強化する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
エゾシカ	600頭	700頭	800頭
アライグマ	200頭	200頭	200頭
ヒグマ	当該出没個体	当該出没個体	当該出没個体
キツネ	20頭	20頭	20頭
ユキウサギ	20羽	20羽	20羽
鳥類（カラス・ハト）	20羽	20羽	20羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容		
<p><b>エゾシカ</b></p> <p>エゾシカによる被害は、1年間を通じて個体が見受けられることから、町内全域において銃器及びくくりわなによる捕獲を実施する。</p>		
1. 捕獲手段	銃器	くくりわな
2. 実施時期	4月から3月	5月から11月
3. 捕獲場所	町内全域（ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に掲げる場所及び区域を除く）	町内全域（ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に掲げる場所及び区域を除く）
<p><b>アライグマ</b></p> <p>アライグマについては、特定外来生物による生態系に係る被害防止に関する法律による「防除実施計画」被に基づき、わな猟免許保持者及び防除従事者（台帳記載）が箱わなにより捕獲を行う。被害は、4月から11月の時期にかけて見られ、また、雪解け前の3月から半冬眠から目覚めて活動再開するため、町内全域において捕獲を実施する。</p>		
1. 捕獲手段	箱わな	
2. 実施時期	4月から11月及び3月	
3. 捕獲場所	町内全域（ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に掲げる場所及び区域を除く）	
<p><b>ヒグマ</b></p> <p>ヒグマによる被害は3月から12月頃、山林に囲まれたほ場においては8月から10月頃特に多く、銃器及び箱わなによる捕獲又は、被害防止対策（追い払い活動）を実施する。</p>		
1. 捕獲手段	銃器	箱わな
2. 実施時期	3月から12月	5月から11月
3. 捕獲場所	町内全域（ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に掲げる場所及び区域を除く）	町内全域（ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に掲げる場所及び区域を除く）

ユキウサギ	
ユキウサギは、5月から9月、特に萌芽期の6月から7月の被害が最も多いので、特に多い鈴川地区及び双葉地区において、銃器及びくくりわな、箱わなによる捕獲を実施する。	
1. 捕獲手段	銃器・くくりわな・箱わな
2. 実施時期	5月から9月
3. 捕獲場所	町内全域（ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に掲げる場所及び区域を除く）
キツネ及び鳥類（カラス・ハト）	
キツネ及び鳥類の被害は、5月から10月の時期にかけて見られるため、町内全域において銃器及び被害防止対策（追い払い活動）を実施する。	
1. 捕獲手段	銃器
2. 実施時期	5月から10月
3. 捕獲場所	町内全域（ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に掲げる場所及び区域を除く）

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃を所持させて捕獲等を実施することにより、遠距離からの狙撃が可能になることや、大型獣（ヒグマ・エゾシカ等）を駆除する際には威力があり殺傷能力の高いライフル銃を使用しなければ狩猟者に危害が及ぶ可能性があるため。

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
-	-

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。  
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
エゾシカ ヒグマ	電気柵 12,000m 受益面積 20.00ha 金網柵 5,000m 受益面積 20.00ha	電気柵 12,000m 受益面積 20.00ha 金網柵 5,000m 受益面積 20.00ha	電気柵 12,000m 受益面積 20.00ha 金網柵 5,000m 受益面積 20.00ha

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
エゾシカ ヒグマ	多面的機能活動組織において適切な管理を行う。	多面的機能活動組織において適切な管理を行う。	多面的機能活動組織において適切な管理を行う。

- (注) 進入防止柵の管理、追い上げ・追い払い活動等に関する取組について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	エゾシカ アライグマ ヒグマ キツネ 鳥類（カラス・ハト）	鳥獣被害防止対策協議会は、喜茂別町より補助金の交付を受け、箱わな・くくりわな・侵入防止柵（電気柵、金網柵）・追い払い用花火を購入し管理をする。また、狩猟免許取得者の育成も実施する。 農協は、畑作物残渣除去指導、緩衝帯設置の推進、電気柵、威嚇器を管理する。 喜茂別町は捕獲した鳥獣の処理を行う。
令和6年度	エゾシカ アライグマ ヒグマ キツネ ユキウサギ 鳥類（カラス・ハト）	同上
令和7年度	同上	同上

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
喜茂別町	町民への注意喚起、現地確認、巡回活動の実施
ようてい農業協同組合 喜茂別支所	農業者への注意喚起、巡回活動の実施
北海道猟友会俱知安支部 喜茂別猟友会	有害鳥獣の駆除、巡回活動の実施
鳥獣保護監視員	注意喚起、巡回活動の実施
多面的機能活動組織	活動地域の巡回と有害鳥獣の侵入防止対策の実施及び適正管理。
ようてい森林組合	対象地域の巡回と情報提供を行う。
俱知安警察署 喜茂別・鈴川駐在所	巡回活動の実施、

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙参照

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

エゾシカについては、一部を食肉として利活用し、その他の部位に関しては、一般廃棄物処理場にて処理。  
ヒグマ・アライグマ・キツネ・ユキウサギ・鳥類についても上記施設にて処理。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	一部を食肉として利用しており継続した取り組みを実施する。
ペットフード	食用肉に適さないものの一部をペットフードとして利用しており、継続した取り組みを実施する。
皮革	皮革の利用は行われていない。 効果的なり活用方法について検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	ヒグマについては北海道道立総合研究機構へ指定部位の検体を提供する。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

近年、エゾシカの捕獲頭数が急激に増加し、個体処理に負担が生じていることから、処理施設（減容化又は焼却）を令和7年度までに整備する計画とし、今後も増加する捕獲頭数の処理に備える。  
 運営体制に関しては、一般廃棄物の処理を委託している町内の業者に外部委託し、年間処理計画頭数は、500頭とする。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし

(注) 処理加工に携わる者の資質向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	喜茂別町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
喜茂別町	事務局を農林課職員が担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。被害防止施策の立案・対策の実施指導、被害実態調査の実施。
ようてい農業協同組合 喜茂別支所	対象地域を巡回し、営農（技術）指導・情報提供を行う。
北海道猟友会倶知安支部 喜茂別猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施（銃器、箱わな、くくりわな）を行う。
鳥獣保護監視員	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
多面的機能活動組織	活動地域の巡回と有害鳥獣の侵入防止柵の設置及び適正管理、並びに有害鳥獣捕獲（箱わな、くくりわな）の実施。
ようてい森林組合	対象地域の巡回と情報提供を行う。
倶知安警察署 喜茂別・鈴川駐在所	被害防止計画の実施指導

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
後志森林管理署	国有林の被害情報の提供及び被害防除対策の実施指導
北海道後志総合振興局産業振興部農務課	被害状況の報告等、被害防除対策の実施指導
北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課	捕獲許可申請、被害防除対策の実施指導

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊の構成員は、喜茂別町職員又は、鳥獣被害対策に積極的に取り組む事が見込まれる者のうちから町長が任命する者とする。  
 実施隊の定数は、15名以内とする。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。  
 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場での対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

別紙【連絡体制】

